

令和4年度第2回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

1 日 時 令和4年12月22日(木)

[前半] 午後2時00分から3時15分まで

[後半] 午後3時25分から4時00分まで

2 会 場 美浜保健福祉センター4階 大会議室

3 出席者

【委員】 岡本(武)委員、川畑委員、清水委員、住吉委員、高梨委員、武井委員、
鳥越委員、藤田委員、松崎委員、山下会長

【臨時委員】 岡本(博)委員、駒野委員、長岡委員、原田委員

※臨時委員は前半のみ参加

※[前半] 20人中14人の委員が出席 [後半] 15人中10人の委員が出席

【事務局】 [前半]

健康福祉部：富田部長

地域福祉課：和田課長、佐藤主査

市民自治推進課：平野課長

保護課：石渡課長

地域包括ケア推進課：前嶋課長

健康推進課：田中課長

高齢福祉課：清田課長

各区保健福祉センター 中央区：南所長、花見川区：市原所長、稲毛区：鈴木所長

若葉区：前嶋所長、緑区：村田所長、美浜区：大塚所長

千葉市社会福祉協議会：森地域福祉推進課長

千葉市社会福祉協議会各区事務所 中央区：吉野所長、花見川区：猪野所長、

稲毛区：中山所長、若葉区：吉田所長、

緑区：石毛所長、美浜区：金澤所長

[後半]

健康福祉部：富田部長

地域福祉課：和田課長、井本主査

※傍聴人：0人

4 報告事項

(1) 各区支え合いのまち推進計画に準じた取組状況について

(2) 支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)に準じた事業の実施状況について

5 議 題

(1) 支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の中間見直しの方向性について

(2) 千葉市再犯防止推進計画の最終案について

6 会議の概要

(1) 報告事項

ア 各区支え合いのまち推進計画に準じた取組状況について

イ 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）に準じた事業の実施状況について

事務局からそれぞれ資料1・2に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

(2) 議題1〔前半〕

支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直しの方向性について

事務局から「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直しの方向性について」資料3に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

(1) 議題2〔後半〕

千葉市再犯防止推進計画の最終案について

事務局から「千葉市再犯防止推進計画」について資料4～6に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

7 会議経過

(1) 開会

○事務局（佐藤主査） 大変お待たせいたしました。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第2回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます地域福祉課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

初めに3点ご報告がございます。

1点目ですが、新任委員のご紹介です。

令和4年12月1日付けの民生委員・児童委員の一斉改選に伴いまして、千葉市民生委員児童委員協議会の齋藤一男会長が退任され、会長が交代いたしました。

これによりまして、当分科会の委員も交代しております。

大変恐縮ではございますが、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

千葉市民生委員児童委員協議会会長 清水葉子様でございます。

○清水委員 よろしく申し上げます。

続きまして臨時委員のご紹介です。

第5期千葉市地域福祉計画の中間見直しについてご審議いただくため、千葉市社会福祉審議会条例第2条第2項の規定によりまして、各区支え合いのまち推進協議会の委員長の方5名を臨時委員として、令和4年12月1日から6年3月31日までを任期としまして委嘱しております。

大変恐縮ですが、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

花見川区支え合いのまち推進協議会委員長 原田雅男様。

○原田委員 原田です。よろしく申し上げます。

○事務局（佐藤主査） 続きまして、若葉区支え合いのまち推進協議会委員長 駒野晴雄様。

○駒野委員 駒野です。よろしく申し上げます。

○事務局（佐藤主査） 緑区支え合いのまち推進協議会委員長 岡本博幸様でございます。

○岡本（博）委員 よろしくお願ひします。

○事務局（佐藤主査） 美浜区支え合いのまち推進業務課委員長 長岡正明様です。

○長岡委員 よろしくお願ひします。

○事務局（佐藤主査） ありがとうございます。なお、稲毛区支え合いのまち推進協議会委員長の鈴木金作様におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

また、当分科会委員であります武井委員ですが、中央区の支え合いのまち推進協議会の委員長をお務めいただいておりますことをこの場を借りてご報告いたします。

続きまして、2点目ですが、会議の成立と公開についてご報告させていただきます。

本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は委員総数20人のうち14人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、千葉市情報公開条例等の規定によりまして、本審議会は公開となりまして、議事録は公表することになっておりますので、あらかじめご承知願ひします。

続いて3点目ですが、配付資料の確認と、本日の流れの説明をさせていただきます。

まず配布資料につきましては、次第下部をご覧くださいまして、ご確認をお願ひ申し上げます。資料1から資料6までと第5期地域福祉計画の冊子を配付しております。

臨時委員の皆様におかれましては、資料は1から3までとなります。

資料ですが、事前に送付させていただいたものから、誤植等を若干修正しております、机上配付させていただいているものが正式なものとなりますのでよろしくお願ひいたします。

不足等ございましたら事務局までお願ひいたします。

それでは続きまして、本日の流れを説明させていただきます。

お手元の次第をご覧ください。

本日は、報告事項が2件と、議題が2件となっております。

前半と後半の二部制とさせていただきますと思います。

前半後半、いずれも概ね1時間程度を予定しております、途中休憩を含めまして16時の終了を見込んでおります。

初めに、前半につきましては、報告事項1の「各区支え合いのまち推進計画に準じた取組状況について」、報告事項2の「支え合いのまち千葉推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）に準じた事業の実施状況について」ご報告させていただきます、続いて、議題1の「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の中間見直しの方向性について」ご審議いただきます。

議題1が終了しましたら、約10分間の休憩を挟みます。臨時委員の皆様方におかれましては、議題1終了後、ご退席いただく形になりますが、引き続き、後半の議題について、傍聴いただくことも可能です。休憩中に事務局からお声掛けさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

次に後半ですが、事務局が一部交代しまして、議題2の「千葉市再犯防止推進計画の最終案について」ご審議いただきます。

会議の途中で、事務局職員の入れ替えをさせていただくため、慌ただしくなり、ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、次第2に入りたいと思います。

開会にあたりまして、保健福祉局健康福祉部長の富田よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（富田部長） 皆さん、こんにちは。

健康福祉部長の富田でございます。

当分科会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日でございますが、先ほど司会からもご案内させていただきましたが、二部制とさ

せていただいております。

前半は、地域福祉計画についてでございます。

まず、令和3年度の数字につきまして、コロナ禍においても、工夫して継続している地域の状況や、市の取組状況についてご報告をさせていただきます。

続いて、計画の中間見直しについてでございます。

現在の第5期計画につきましては、本年3月に策定しておりますけれども、従前よりも計画期間を長くとることとしたところに加えまして、特に、区支え合いのまち推進計画につきましては、コロナ禍において、地域活動の大幅な制限を余儀なくされるなどしてきた事情もあり、計画の中間点に当たります来年度には見直しを行うこととしておりますので、臨時委員の皆様方の知見をお寄せいただきまして、見直しの方向性についてご審議いただきたいと考えております。

後半は、再犯防止推進計画の最終案についてでございます。

この計画につきましては、再犯防止に係る専門的知見を有する方々で構成しております「千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会」での検討を経て、これまで本分科会におきまして、本年3月に素案を、7月には原案をご審議いただいたところでございます。

その後、8月から9月にかけて原案に対してパブリックコメント手続を実施し、市民の皆様からご意見を賜りました。

本日は、パブリックコメント手続でいただいたご意見と、先月開催をいたしました連絡協議会でのご意見を踏まえて取りまとめました計画の最終案についてご審議をいただきたく存じます。

本日は、限られたお時間でございますが、専門のお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（佐藤主査） 続きまして、次第3の「報告事項」に入ります。ここからは山下会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（2）報告事項 ア 各区支え合いのまち推進計画に準じた取組状況について

○山下会長 はい。それでは次第に従いまして、これより次第の3（1）「各区支え合いのまち推進計画に準じた取組状況について」に入らせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（和田課長） 地域福祉課長の和田でございます。

それでは報告事項の1番で、各区支え合いのまち推進計画に準じた取組状況について、資料1を使ってご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて計画の策定を延期させていただいた関係で、令和3年度は計画の期間外となりましたが、第4期計画に準じた形で、各区の取組状況を報告するものでございます。

時間の関係もございまして、それぞれの区でとりまとめました総括表を用いまして「今年度の振り返り」「今後の課題と方針」「区の地域福祉に関する好事例等」についてご報告いたします。

それでは、資料2枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

はじめに中央区でございます。

左下に、「今年度（令和3年度）の振り返り」では、感染者の増加により、開催をやめる等、開催可否の判断が難しかった一方、少人数の行事については、基本的な感染対策を行いながら実施することができた、としています。その下、「今後の課題と方針」では、コロナ禍でいかに活動を継続していくか、また、担い手の確保、関係団体との連携、活動の拠点及び資金の確保

などが引き続き課題としています。

右側の区の地域福祉に関する好事例等としましては、コロナ禍で一時実施困難となっていた配食サービスを淑徳大学との連携で再開した事例、また、開催を見合わせていた高齢者と児童との交流をオンラインの活用により実現した事例を紹介しています。

それでは続きまして、17ページをご覧ください。

花見川区です。

左下の「今年度の振り返り」では、担い手不足や担い手の高齢化が課題である上に、コロナの影響による地域活動全体の停滞の継続が、担い手のノウハウの継承やモチベーション維持の妨げとなっている、としています。

その下「今後の課題と方針」では、いかにしてコロナ以前の活動を取り戻すか、また、感染対策の徹底はもちろんであるが、新しい生活様式を取り入れた活動の実施も検討していきたい、と述べられています。

右側に行きまして、好事例としましては、子どもの貧困対策として就学支援補助金を支給した事例、高齢者の健康寿命延伸プロジェクトを立ち上げ、体操や呼びかけを実施している事例、また、障害者のバス旅行に代えて公民館でふれあいコンサートを実施した事例を紹介しています。

それでは続きまして、24ページをご覧ください。

稲毛区ですが、左下の「今年度の振り返り」では、休止・中止となった活動もある中、人数制限を設けたり屋外の活動に変更したりするなど、ニーズに沿った形で再開する地区部会も多く見られた、としています。

その下、「今後の課題と方針」では、やはり、人材の育成・発掘とコロナ禍における安全と活動の継続の両立が課題となっています。

右側に行きまして、好事例としましては、(2)屋外活動として地域内の公園3か所でのラジオ体操を実施したり、(3)ふれあい食事サービスが休止となったため、代えて利用者に絵手紙を配布して状況をうかがったりした事例などを紹介しています。

続きまして、37ページをご覧ください。

若葉区ですが、左下の「今年度の振り返り」では、ほかの区と同様、活動の中止や見合わせをするケースもある中、刊行物や物品等の配布による交流や啓発の実施、SNS等を活用したりリモートによる活動等、様々な工夫やアイデアを盛り込んだ地域活動の事例がみられた、としています。

その下、「今後の課題と方針」では、担い手不足の問題、コロナ対策のほか、若葉区全体としての活動の一体化を推進していく、地域活動に対する住民の理解や活動に見える化を進めていく、と述べられています。

右側に行きまして、好事例としましては、2段目の桜木地区部会における青空サロンやグラウンドゴルフの実施など屋外での活動の実施、その下の段の白井地区部会における①タオルでボランティア、家庭の未使用タオルを集めて地区内の施設に贈呈し、社協と地域施設との新たな関係構築を図った事例、次のページ、下から2段目の都賀地区部会においては、フェイスブックやインスタグラムなどの活用や広報誌を作成して回覧した事例などを紹介しています。

続きまして、47ページをご覧ください。

緑区ですが、左下の「今年度の振り返り」では、ほかの区と同様、感染対策がとれる行事の再開などはあるものの、先行きが見通せず、拡充を図ることが困難となっている、としています。

その下、「今後の課題と方針」では、担い手不足の問題、コロナ対策のほか、地域活動団体間の連携が挙げられています。

ページ右側の好事例としましては、あんしんケアセンターがいきいき体操の会場を探していた団体と葬祭業者とをマッチングするというユニークな取組を紹介しています。

最後に57ページをご覧ください。

美浜区ですが、右下の「今年度の振り返り」では、ほかの区と同様、感染対策がとれる行事の再開などはあるものの、先行きが見通せず、拡充を図ることが困難となっている、としています。

その下「今後の課題と方針」では、美浜区特有の地域課題解決のため、感染拡大防止に留意しながら活動をおこなっていきたい、としています。

ページ右側の好事例としましては、地区部会、公民館、社協、いきいきプラザと地元の東都大学とが連携して身体・健康測定と健康相談を行う『健康フェスティバル』の開催事例を紹介しています。

以上、簡単ではございましたが、令和3年度の区支え合いのまち推進計画に準じた取組状況の報告をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○山下会長 はい、ありがとうございます。

ただいま報告を説明いただきましたが、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

はい、それでは武井委員。

○武井委員 令和3年度については「準ずる」という言葉で、はっきりしないところもあると思いますが、まとめた表の中でも、重点課題ということで項目を挙げられていますが、このように入れられるのは花見川区だけで、ほかはそういう話になっていないにもかかわらず重点課題でこういうふうにしてますっていう書き方をしていることに対してちょっと違和感を感じるんですけど、まずその点が一つと。

それから、もうひとつ、2年ぐらい前にもちょっと申し上げたんですけど、重点課題だけではなくてほかの項目についてもどうなんだろう、ということで、やった項目があればということで、報告を一緒にしてもらおうというような話をして、そんなことをした経過もあるんですけども、今回、ほかの項目、旧重点課題ではない項目を全く入れてないんですけども、そのあたりについての考え方はどうなんでしょうか。

○事務局（和田課長） はい。

まず、現計画では設定されていない前計画期間中の重点課題の項目で資料の取りまとめをしているというところに違和感を覚えられる、というところでございますが、おっしゃるところは理解しております。

令和3年度は、第4期計画と第5期計画の、狭間にあるような状況になってしまったのですが、各區、各地区の中での取組自体は引き続き行われていたところで、これらを報告していただいたものでございます。資料の枠組みにつきましては、昨年度はまだ第5期計画が策定されていなかったため、第4期計画の報告様式をそのまま使わせていただいたものでございます。構成のあり方が不適切ではないかというご意見につきましてははっきり受けとめさせていただきますたいと思っております。

その次のご意見、他の取組について報告様式の中に反映されていないというご意見につきましては、確かに以前の分科会で武井委員からいただいたことを記憶しております。

こちらにつきましても、令和3年度の取組の中では反映させることができませんでしたが、令和4年度におきましては、第5期各区支え合いのまち推進計画で、まだ重点取組項目等が設定されていない地区が多いところではございますが、来年度に報告を予定されております取組状況の報告の中でご意見について反映できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武井委員 令和3年度については「準ずる」という形でやらざるを得ないというのはしようがないとは思いますが、策定の時に重点項目を決めなかった、決めたのは花見川区だけだったというのがはっきりしているにもかかわらず、ここにまた全区重点項目という形で書いてあるので、このところはせめて取組報告ぐらいという書き方でいいんじゃないですかという

のを言いたかったんですけれども。

○山下会長 はい。ということですが、どうでしょうか。

○事務局(和田課長) それでは、ご意見を踏まえまして、この表の記載の重点取組項目の部分を取組項目という表記に改めさせていただければと思いますがいかがでしょうか。

○山下会長 そもそも重点項目を置く可否、是非について、次検討してもいいかもしれません。何をもって重点とするのかという話と、千葉市は人口の多い市で、各区の人口も多いので、各区で一つにまとめて積極的に進めていこうということ自体が、難しくなっているような気がしないでもないと思います。

ですので、この資料の扱いについては、今の取組状況ということでもいいかなと思っていますが、それでよろしいでしょうか。武井さん、それでいいですか。

○武井委員 はい、ありがとうございます。

○山下会長 他にご意見等ございますか。

○川畑委員 実際にこの表にまとめる作業をいたしまして、非常にみずから思っている内容と、枠にはめるといふか、なかなかマッチングしないんですね。

それから、一つの制度でも多岐にわたる項目がたくさんあったりいたしまして、ちなみに私どもの幸町1丁目地区部会は56ページにまとめておりますけれども、非常に書きにくいですね。

ですから、もう少し各地区部会員の、いろんな思惑がもう少し反映されるような、武井委員のお話もそういうことなんじゃないかと思うんですね。重点ということを特別にやるんじゃないかでももう少し幅広く、地域の弱点、評価すべき点、さらに今後実際にどうするかという全体の共通の問題もありますので、各地区のことをもう少し自由に書ける、そういうフレームがあればいいかなと思っています。

○山下委員 はい、貴重なご意見だと思います。洗練され過ぎてしまってね、書くときに役人のつもりになってしまうんですね。

○事務局(富田部長) 貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

今回、私どももこの書式をどうしようか考えたのですが、皆様とご相談をする時間もない中で勝手にまた私たちの方で様式を変えてしまうとそれはそれで地域にも負担をお掛けするのではないかということで、細かい見直しをしないでまとめたものですが、今、武井委員からご意見をちょうだいしましたし、また、川畑委員から、書きにくいというご意見をちょうだいいたしました。

変えていきたいという思いもありますので、ちょっとどういう形でのご相談になるかはこの場ではわかりませんが、皆様方のご意見をちょうだいしながら、もう少し皆さんの思いがはっきりと、書き表せるような様式に変えていきたいと思っていますので、これからもご意見いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○山下会長 ほかにございますか。

ご意見いただきましてありがとうございました。

「(1) 各区支え合いのまち推進計画に準じた取組状況について」は、その枠組みを一部文言の修正をした上で、以上ということではよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

こうした書き方とか文言どういう方向にすること自体、委員の方からご意見があることは非常にいいことだと思います。

どうもありがとうございます。

(3) 報告事項 イ 支え合いのまち千葉 推進計画(第4期千葉市地域福祉計画)に準じた事業の実施状況について

続きまして次第の3（2）「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）」に準じた事業の実施状況について」に入らせていただきたいと存じます。

○事務局（和田課長） 事務局から説明いたします。

続きまして、資料2についてご説明させていただきます。先ほども申し上げたとおり、令和3年度は計画の期間外でございますが、前計画で位置づけられていた129の事業・施策の実施状況について説明させていただきます。

それでは、2枚おめくりいただきまして、こちらに各事業一括列举してございます。

事業の表の右側に評価分類の記載がありますとおり、前計画では、各事業について、その成果を評価するため、「定量評価」又は「定性評価」の指標を設定し、毎年度実績に応じて各所管課の評価を付しておりましたが、今回は、右の欄外記載のとおり達成状況の評価は実施せず、実施状況の紹介のみとさせていただきます。

なお、各事業の実績について大きな傾向としましては、令和2年度実績と比較すると、年度当初に設定した予定・目標に対する達成割合は高くなっています。

一例として、予定・目標を上回った実績の事業を2件説明させていただきます。

7ページをご覧ください。ナンバー31の「ヘルスサポーターの養成」でございます。

まず「ヘルスサポーター」とは何かですが、身近な地域（ご近所）で行われる体操等の健康活動において、中心的な役割を担う人のことです。このような活動が継続的に行われるよう、各区で養成教室を実施しています。

ヘルスサポーターを100人養成することを予定しておりましたが、令和3年度は102人でしたので、予定を超えた実績となっております。

しかしながら、資料には記載はありませんが、令和元年度は、243人養成しており、これと比較すると半分以下にとどまっており、コロナ以前に戻ったとはいえない状況にあると思われます。

なお、この事業では、数字には現れていませんが、受講者へのフォローアップとして運動に関する動画配信を行うなど、withコロナに適応した事業展開を実施しているところでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

ナンバー61の「生活自立・仕事相談センターの充実」です。

生活自立・仕事相談センターは、各区の保健福祉センター内に設置しており、相談支援員が、生活の困りごとや不安を抱えている市民の方を対象に、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、お困りの状況の解決に向けて具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援を行っています。

新規相談者数3,000人を目標としていましたが、令和3年度実績は目標を大幅に上回り4,345件もの相談がありました。

相談が増えるということは、生活の困りごとや生活に困窮する人が増加しているということであり、決して手放しで喜んでいいものではございませんが、センターの増設などもあり年々相談件数が増加しております。

なお、令和3年度につきましては、引き続きコロナ禍での事業ということで、今ご紹介したような実績が上がった事業があった一方で、コロナ感染リスクを考慮して利用者が利用をためらうような事例や、密になる可能性のある屋内でのイベントの開催を見合わせる事例もあり、時々で変化する状況に応じて対応をした結果となっております。

以上、一部ではございますが、前計画で位置づけられた事業の実施状況となります。これらの結果につきましてはしっかりと分析いたしまして、今期計画の推進等に活かせるよう努めてまいります。

資料2に関する説明は以上でございます。

○山下会長 はい、ありがとうございます。こちらも報告事項です。

ただいまの説明についてご意見ご質問ございましたら挙手のうえ発言をお願いします。

はい、武井委員どうぞ。

○武井委員 令和3年度についてはまとめるのも大変だったのかとは思いますが、せっかくまとめるんだったら、やっぱりもうちょっと、予定・目標と実績についてですね、内容を見てみると、実績として予定をこういう風に組んだんだけど実績がこうなりましたっていう形になってなくてですね、違うようなことが書いてあったり、あるいは言葉そのものでもですね、実績だったら「開催します」というような話じゃなくて「開催しました」じゃないの、というようなことも含めて見ると全体の6、7か所は、正直言葉もおかしいし、それから、予定・目標で挙げたことに対して、実績でそれがどうだったか何も書いてないところもあるし、さらに9ページのナンバー41「学校セーフティウォッチ」を見ると、これまで不審者が何件ありましたっていう情報までちゃんと書いてたのが、今年度に入ったらその辺のところ全部、書くところ飛ばしちゃってなくなっています。

内容的にやっぱりせっかくまとめるんだったら、これまでのレベルぐらいまでは捉えてもらいたいと思うんですけど、何かできなかった理由があるんですかね。

○山下会長 はい、どうぞ。

○事務局（和田課長） ご指摘につきましては大変申し訳ございません。私どもの管理が行き届いていなかったものが、そのまま会議資料になってしまったことにつきまして、この場を借りしてお詫び申し上げます。

以後、このようなことがないよう担当職員任せにするのではなく、私ども管理職も含めて、資料が公開に耐えられるものであるかどうかも含めて、再度精査してまいります。貴重なご意見どうもありがとうございました。

○山下会長 はい、ほかにございますか。

○岡本（博）委員 大した問題ではないんですけども、先ほどの2点ほど、実績が上回っていたというようなことですが、その分母がちょっとわからないので、例えば、全てそうですが、何人参加したってことは分かりますけども、エイム、目標に対して何人だったっていうことはちょっとわからないんです。

分母があって、実施、参加したとかあるいは計画が達成したとかっていうふうに書いていただくとさっきの説明のようなことはよくわかるんじゃないかなという感じがいたしました。

以上です。

○山下会長 はい、どうもありがとうございました。ほかにございますか。

はい、岡本委員、どうぞ。

○岡本（武）委員 千葉県社会福祉士会の岡本です。

先ほど実績が上回った事業をご紹介いただいたんですけども、期待していたけどもできなかったような、思っていたよりも、事業がうまくいかなかったようなものが、あれば教えていただきたいんですけども。

コロナでできなかったというのは除いて、ここは期待していたけども思ったより実績がつかなかった、事業がうまくいかなかった、というのがあれば教えていただければと思います。

○事務局（和田課長） はい。地域福祉課に係る事業で申し上げさせていただきますと、ナンバー94、18ページ「地区部会活動の支援」でございます。それぞれ地区部会の中で実施をしていただいております見守り活動やふれあいサロン活動などというものを、掲載させていただいております。やはりコロナ禍が続いているというところで、こちらとしては、少しでも多く活動していただきたいという気持ちですけれども、地域の実態としては、なかなか反映していなかったというのが、結果としてあらわれていると考えております。

こちらにつきましては、市社会福祉協議会さんの方で、活動再開に向けてのガイドラインを作成するなどし、それぞれの地区部会を丁寧に戻りながら、活動再開に向けた支援をさせていただいているというところがございますので、この地道な活動をさらに進めていただくような形

で、何とか少しでも再開をしていただければと考えております。

○山下会長 これも報告事項についてご意見いただくということで、先ほどの議題に関連してご意見が出ました。これは、枠組みと記載の方法だと思います。地域福祉のこうした記述は、担当職員の方1人で全部書いているのではなくて、多分各部署の取りまとめ役として、切って貼ってという。さらに締切を守らない人が実はいるとか、様々なご苦勞を感じるころですが、せっかく委員の方々がご意見くださったので、市の職員の方、先ほど管理職が見るとおっしゃいましたけど、それは当然としても、その前にその実務担当者が、この仕事を、コピーして貼り付けると意識で、地域福祉の推進が進むのかという、もう一度その行政職員としての矜持を持つ、ということが実は大きな指摘だったと思います。

予算の執行、開催回数、定性とか定量とかといった評価に振り回されがちですけれども、地域福祉の推進というのは、行政がこれから推進のための基盤作りとか、予算もつくりながら、一方で、基本は人が、市民が関わりながら地域福祉を進めていく側面と、さらにこれから専門職や関係機関がパートナーシップを組みながら重層的に推進していく時代になるので、令和3年度はこうした空白年において予定・目標という枠組と、実績（実施状況）といった対比で拝見したわけですが、今後は、予定・目標というところにどういうことを書くべきか、そして実績（実施状況）のところは、それをただコピーするんじゃなくて、どのように、市民に伝わるように実施し、行政職員が、市民が、関係機関とどのようにこのことの推進を図りたいかといったことも書き込めるぐらいの意識を持つということ、全体の共有事項とするということも、市における地域福祉の推進における行政の役割となろうかと思っております。

多分そうしたことを委員の方はおっしゃっていると思います。

様々なご意見いただきましたけれども、引き続き、私たちもしっかり見ているわけですが、行政内部の方でも分析いただきます。

次の議題にも関わってきますが、今期計画の推進等に活かせる原資料となりますので、私たちも大切に取扱いしていきたいと思っておりますし、行政の各部署の方も、もう一度再考・再検討していくことをお願いしたいと思います。

支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）に準じた事業の実施状況についての報告は以上としてよろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。

（４）議題１ 支え合いのまち千葉 推進計画（第５期千葉市地域福祉計画）の中間見直しの方向性について

続きまして次第の４の議題に入らせていただきます。

まず（１）「支え合いのまち千葉 推進計画（第５期千葉市地域福祉計画）の中間見直しの方向性について」、事務局から説明お願いいたします。

○事務局（和田課長） はい。議題（１）支え合いのまち千葉 推進計画（第５期千葉市地域福祉計画）の中間見直しの方向性につきまして、資料の３によりご説明させていただきます。

はじめに、「１ 第５期千葉市地域福祉計画策定状況について」ですが、今年度からスタートいたしました第５期の市地域福祉計画は、令和８年度までの５年間を計画期間としておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束の状況を注視しつつ、中間見直しを行うことを予定しております。

この計画は、「（２）計画の構成」に記載のとおり、①第１章の「策定にあたって」から、⑧第８章「計画の推進」までの８つの章で構成しております。

なお、計画策定を協議していた時期は、緊急事態宣言の発出など新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する行動制限の状況が現在よりも厳しかった時期でございまして、地域活動が大幅に制限され、活動が停滞していたことから、（３）のとおり、計画の策定を１年延期させて

いただきました。

また、区支え合いのまち推進計画における「具体的な取組み」及び「重点取組項目」については、令和5年度中の中間見直しまでに、各区支え合いのまち推進協議会で検討を行い、策定することも可能といたしました関係で、花見川区を除いて未策定となっております。

さらに、市の取組における令和6年度以降の目標が未設定となっております。

次に、「2 中間見直しの視点」をご覧ください。

まず、本資料中には記載しておりませんが、今回は中間見直しとなりますので、計画の基本的な構造を形作っている部分、つまり、章の構成や、計画の位置づけ、基本理念、基本目標、取組方針、施策の方向などについては、変更しない予定でございます。

中間見直しを行うに際しての大まかな着眼ポイントといたしましては、(1)「計画策定後の経年変化に伴う現状を把握し、新たな取組み・目標設定を行う」ことと、(2)「コロナ禍における行動制限緩和の傾向、withコロナの「新しい生活様式」などを考慮した取組を計画に盛り込む」ことが必要と考えております。

続いて、「3 中間見直しの考え方」をご覧ください。中間見直しのポイントや考え方を整理しております。

(1)をご覧ください。まず、ここに挙げておりますとおり、地域福祉を取り巻く状況につきまして、改めて各種統計データの推移、国・県・市の計画等の策定・更新、令和3、4年度の事業の実施状況、本市の新規施策、市民意識の変化など情報を収集、分析し、市の取組等に反映させていくことが必要と考えております。

次に、(2)をご覧ください。花見川区を除き、支え合いのまち推進計画において「具体的な取組み」及び「重点取組項目」が未策定となっておりますので、当分科会の協議の進捗を見据えつつ、各区の支え合いのまち推進協議会で策定の検討を進めていただければと存じます。

なお、策定済みの花見川区におかれましては、現行の計画につきまして、必要に応じて適宜見直ししていただければと存じます。

次に、(3)をご覧ください。計画における市の取組につきましては、下に一つ例をお示ししたとおり、目標を設定している事業につきましてはその設定が令和5年度までとなっておりますので、令和6年度から8年度までの目標設定が必要となります。また、状況に応じて事業の追加・内容の修正・削除が必要になることが考えられます。

以上が今回行う第5期市地域福祉計画の中間見直しの方向性として事務局でまとめたたたき台となります。

次に、見直しのスケジュールになります。資料の裏面をご覧ください。

表の左側に分科会の開催予定を示しております。今年度は、今回に引き続き来年3月に中間見直しの方向性を審議いただいた上で決定し、令和5年度に中間見直し案を3回審議いただき、見直し計画を確定させ、令和6年度からスタートする予定です。

区支え合いのまち推進計画につきましては、これらの分科会の開催日程を見据えて、支え合いのまち推進協議会を開催していただき、中間見直しを進めていただければと存じます。

私からの説明は以上です。

○山下会長 ありがとうございます。

ここで「報告事項」から「議題」に移っておりますが、議題に入る前にこの議題の位置付けについて確認を改めてしておきたいと思えます。

今回は説明があった案について承認するかどうかではなくて、広くご意見をいただくという場という解釈でよろしいですか。

○事務局(和田課長) はい。本議題につきましては、おっしゃるとおりでございます。今回の皆様からお伺いしたご意見を踏まえまして、来年3月開催予定の次回、第3回専門分科会で本計画の中間見直しの方向性についてご承認をいただきたいと考えております。

○山下会長 ということで、3月の会議に向けて、1回ここで議論をして、3月またお諮りす

るという内容になりますので、どうぞ、今の説明を踏まえてご意見ご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○松崎委員 中間見直しの考え方の中に、重層的・包括的支援体制の構築ということ、この地域福祉計画の中に書き込むということでございますね。ちょっと確認させていただきたいのですが。

○事務局（和田課長） 重層的・包括的支援体制の構築につきましては、今年度検討を進めているところでございまして、一定の方向性をまとめまして、次年度から掲載できるような形で庁内の検討を図っている状況でございます。ただ、今の段階では、これをこういうふうにしていきますと明確に申し上げることが難しい状況でございます。現行の計画中でも体系を構築していくという漠然とした表記をさせていただいておりますので、これをもうちょっと具体化するような形で表記をしていきたいと考えております。

○山下会長 松崎先生、今のご質問のところちょっと何か解説していただけますか。新委員の方もいらっしゃるのです。

○松崎委員 地域共生社会の実現といいますけれど、これは社会福祉法の改正で、基本的に相談っていうところでは、やはり今、具体的に現れている問題だけではなくて、やはり包括的に、なおかつその家族であれば、子供や、あるいは親が、それぞれの抱えているいろいろな問題に対して、いろんな施策が市の行政の中にあるわけですけれども、相談窓口と、あとそれをたらい回しにするのではなくてですね、重層的にいろいろな形で包括的に支援体制をしていくということによって、少しでも地域の中で、その家族なりが問題を解決しながら生活していけるように、総合的に支援するということなんですけれども、これがなかなか。市の施策もすごくたくさんあるわけですね、担当課はだから一時的な相談とある意味で、関係機関と調整して二次的に総合的にひきこもりの息子の支援だとかあるいはそこで精神障害と介護の問題があるとかですね、最近では子供が親の介護をしているヤングケアラーの問題とか、いろいろもう複合的にありますので、やはり出てきた問題からさらにこう考えて、そこがソーシャルワークだと思えますけれども、そのソーシャルワーク的な支援総合的な支援をしていくということ、行政の側が機関としてきちんと構築していく、ということでもよろしいでしょうか。

○山下会長 はい、どうもありがとうございます。

2000年からですね、地域福祉のこうした分科会でも、その相談っていうものを、真正面から捉えて、住民活動だけではなくて、相談っていうことについて取り上げるようになりましたけれども、千葉市のあんしんケアセンターとか、他にも、地域に暮らしている方々が、相談を作ることができる仕組みが、子供も高齢者も障害がある方も、整ってきたんですけれども、そのときまだ依然として陥りがちなのが、相談を受ける機関の方が「それはあなたは対象ではありません」と言って相談が終了してしまうという現実がいたるところで起きています。

つまり、対象を定めて制度を作ってきたんですけれども、その対象から漏れてしまう生活困難がある。それは社会福祉の課題ではないのかという、改めての問い直しが社会福祉の政策に出てきていて、それが子供たちの学校教育の場面での親の貧困ですとか、虐待の問題だとか、子供同士のいじめも含めて、それをどのように教育との連携を図りながら、解決していくのか、高齢者のご夫婦の中での虐待の問題もわかりですけれども、そこに実は50代の働いてない息子さんが同居しているといったケースもありますね。

こうしたことについて、どうやって総合相談機関を出しながら、解決に向けての仕組みづくりを果たしていくかといったことが、介護保険法や、障害者・児童関係各法ではなくて、社会福祉法の中で、社会福祉の基幹となる法律の中で、体制整備というものが、今回、法律として、努力義務、各市町村で取り組むこととされたということについて、地域福祉計画でも盛り込んでいこうというところについての、従前の説明から対しての松崎先生からの念押しのご質問だったということでした。

ただ、これは地域福祉専門分科会だけではなくて、地域包括支援センターに関する分科会で

すとか、社会福祉法人に関する分科会ですとか、子どもの方にもかなりはねていく課題であって、そうそう簡単に1、2年でうまくいくとは思っていませんで、かなり中長期的な視点で取り組む事項だと思います。

専門職だけが発見するのではなくて、民生委員・児童委員さんですとか、地区部会の皆様とか、町内自治会の方が一番地域にも身近にいらっしゃる方で、発見されたり気づいていらっしゃるんで、そうした支援をする。さらに町内自治会に入ってもらえない地域住民の方もいるんで、そうした方の生活課題をどうやって発見していくのかというのが今後の地域福祉の前計画の中での議論事項になっていくかと思われまますので、非常に重要な質問をいただきましたので、時間を取らせていただきました。

ほかにございますか。原田委員、どうぞ。

○原田委員 ちょっと問題から外れているかもしれないんですけども。

○山下会長 とんでもない。

○原田委員 コロナでいろんな行事だとか何とかみんな中止してきたわけですよ。その中止の癖がついちゃってね、何もしないのが一番楽だという風潮がはびこっちゃって元に戻らない。コロナを理由に全部やめる。そういう傾向が非常に強いんですよ。それをどうやって払拭するかという問題があるんですけど。

例えば敬老会にしてもね。今年3年ぶりにうちの方は一部で再開していましたがね、敬老会すら元に戻ってない。

○山下会長 感染が怖いから、ということだけじゃなくて。

○原田委員 いやもうさばり癖ですよ、簡単に言えば。何もやらずに寝ていた方が楽だと。そういう風潮ですね。

○山下会長 なるほど。でも人生120年といわれるけれど。

○原田委員 それで、あんしんケアセンターの相談だけは激増しているんですよ。みんなもうふらふらになってるもんだから。

○山下会長 虚弱というか。では、寝てちゃいけないっていうのを地域福祉計画に入れるかな。

○原田委員 だからもっと若い人に頑張ってもらわないと。今まで頑張ってきた人がみんなふらふらになってるわけだ。

○山下会長 今まで頑張ってきた人がふらふらになってるのって、動かなくなってふらふらになってるんじゃないですか。廃用症候群的な。若い人が頑張っているところの年取っている人の傾向はどうなんですかね。

○原田委員 だから老老介護ですよ。

○山下会長 ほかの地区どうですか。同様ですか。

○原田委員 もうそんなような状態でね、眠ってた方が楽だっていう人が増えて困ってるんですよ。

○山下会長 その眠ってる人不健康になるのが心配ですよ。

○原田委員 何かいい方法ないですか。

○山下会長 川畑委員、何かありますか。

○原田委員 あんまりこんなこと言いたくないけど。

○山下会長 これは重要な議題ですよ。

○川畑委員 原田委員がおっしゃるとおりでして、3年たちますとボランティアの皆さんが3年年取って、そのボランティアが追加してないんです。

追加のボランティアの人を採用する状況がないから、過去の3年間で全部上に上がってきてるし、それからその時にいろんな行事に参加していただいた皆さんも、3年の間でやっぱりフレイルで施設に入られたり、お子さんに引き取られたりとかということで、対象の人たちが変わってるんですけども、それに参加する人が、やっぱり3年止めると、いなくなっちゃっているということですね。

ですから、これは今回の中間見直しの中で行動制限緩和の傾向というのが、これを踏まえて、いかに再開するかということなんですけれども、1回やめた行事っていうのは、もう1回立ち上げるのは非常に力が要ります。

普通にやってたら、1で済むところは、5倍10倍ぐらいかかると。

まず今までのボランティアの人たちを集めてみても、人数が足りない状況になってますから、さらにボランティアの人たちを呼び込むことを考えなければいけない。

今までは、いろんな行事の中で、そういう人が自動的に発掘されてたところがなくなってるというふうなことなんでしょうね。

例えば私の方は、来年の5月、5月にいつも、「いま市」という、フリーマーケットを地域でやっておりまして、社会福祉協議会はいろいろ皆さんに商品を出していただいて、それを販売して、一つの資金源にしておりますけれども、3年経ちましてね、この「いま市」がもうできないんじゃないかと。

フリーマーケットにいろんな形で出店いただく人たちの参加も難しくなってるし、そういう線引きをやったりするボランティアの人たちが、腰が痛くてできません、とかいうことになっているし。

盆踊りを7月の末にやっておりますけれども、この盆踊りも、今まで2日制で、相当長い時間やっておりましたが、1日で、かつ時間を短くしないとできない。

それから、屋台で売るのもできない。屋台に提灯を付けてですね、それで、盛り上げる状況に参加してくれない。

それからそこにお店を出してくれる、焼きそばを作ったりとか、そういうことをやってくれる人たちも、半分ぐらいいなくなっちゃって、そういう状況になってます。

だから3年お休みにすると、いつの間にか世の中が本当に変化してくるんで、これは大変な事態だということで、我々が地域活動をしなきゃいけないかということでもう1回締め直していきたいと。そういうことではないかと思えます。

○山下会長 それから、ボランティア協議会からも、うなずきがおおいようですので一言お願いします。住吉委員、どうぞ。

○住吉委員 住吉です。

今おっしゃったこと、そのとおりなんですけれども、やはりその人その人によって姿勢が違ふんです。

例えば、ちょっと細かいこと言って申し訳ないんですけども。

ボランティアのグループで、会場をやっと借りられるようになりまして、それで普段の練習とか、ボランティアをやりたいということになったときに、その人によって、コロナの間は落ち着くまで、収束するまで、絶対出てこない。はっきりしてますね。

でも逆に、それでも自分たちでしっかり三密対策をして、気をつけて、できる時間を頑張っでやろうねっていう人と、はっきり分かれておりますよね。

それで、もう出て来ない方は、やはりその人の価値観というか、個々の事情があり無理なんです。だけど、やろうという気持ちのある方には、もうどんどん出てきていただいて、きちっと風通しをよくして練習をして、行事とかボランティアに参加してもらっております。

この前、ちょっと私どもの関係ですけど、「ボランティアひろば」というグループの発表を、ハーモニープラザの3階でやらせていただいたんですけども、そのときも、一日かけて普段はやってるものなんですけれども、それを短縮しまして、時間も、一グループ20分のところ15分ぐらいにして、それでグループももう少なくしましてね。

そうしましたら、普段20分、それなりに一生懸命してくれてたんですけども、今回その15分と短いのに、もう本当によかったです皆さん、普段の2年分、3年分全部それをもう発散させるといふか、感動ものでした。すごく皆さんも喜んでくださったし、本当は参加したかったけどできなかったっていうのが逆に、今も出ておりまして。

また、何らかの形でやろうねということで、今そういう状態ですけれども、でもやろうという気持ちがあったら、できるだけ、声かけ合いまとめていってね、やりましょうということで、そのままじっとしておれば、やはり私たちのグループ中の方も体調を崩してしまった人もおります。

やはり情報を密にして、ぜひ、何とか、今を乗り切ってやっていこうねって、今日も実は同じ時間帯にある会議をしてるんですけれども。

何とか、予定をしてるものですから、何らかの形で工夫をして、それぞれ自分たちの分野で頑張っ、市民の方に参加していただいたり理解していただいたり、いろいろやろうねっていう形になっております。だから、気持ち次第です。

もう諦めるんじゃないかって、どんどん頑張っ、本当は出て来て欲しいです。

やはりそれでないと家の中にいて、足がだめになっちゃいますので、足だけじゃなくて気分的にもね。

だからもう大いに活動をしていただきたいと思っております。

○山下会長 ありがとうございます。さぼり癖っていうのは、環境がそうしてしまうんであつてご本人が希望してそうなつたんじゃないかもしれません。これ、実はあんしんケアセンターの部会でも同様のテーマなんですね。

そういうことで、松崎委員どうぞ。

○松崎委員 コロナに対しての自分たちの理解の仕方とか、行動とかっていうのは、かなりやっぱり個人によって随分違いがありますというふうに思います。実は私が住んでいるところも、もうカフェを再開して、その最初のカフェのときやっぱり一人一人全部呼びかけて、シャンソン歌手の人に来ていただいて、お金ちゃんと支払って、そうしたら30数名がやっぱり集まりましたよね。ほとんどが女性です。何か知らないんですけど男性はなかなか出てこないんですね。

でも本当にそれそのあとですね「よかつたわね、またみんなに会えて」とか、「楽しかつたわね」ということで、会場作りもですね皆さんが手製のお花を飾ったり、会場作りも皆の普段からこう協力してくれてやつたんですけども、やっぱりコロナも心配だつていうことを言うと限りなく心配するんですけども、一応きちんとした三密対策と、それから、もう三密でもないですね、30数名が小さな自治会館に集まつたんですけど、もう本当によかつたつていう感想をいただきましたので、やっぱり楽しく生き生きと地域の中で何かをやって、人と繋がつていこうと、というようなことになっていくので、やっぱりネガティブ、後向きじゃなくてですね、やっぱりぜひ前向きに。そして地域の繋がりがあつるとですね、何かの時にすぐいろんなことの助けの手が入ってくるということが本当によくわかりました。何かそう感じておりますので、やっぱり地域づくりかな、という感じです。

○山下会長 ただ、原田委員は、さぼり癖が出る人が増えてしまつて困つていると。

○松崎委員 女性の方は皆さん集まつて少しお話ししたり、そこでちょっと会食はできないものですけどね、すごくお話ししたり音楽を聞いたり何かこう、そういうことはもうぜひやりたいということで、月一回なんですけどね。でも本当に久しぶりに、2年ぶりにやつたので、皆さん、これからもぜひ続けたいと、というふうな感じです。

○山下会長 はい、ありがとうございました。

○原田委員 もう元に戻らないんですよ。

○山下会長 戻らないことは戻らない可能性はありますがけれど、進化するんですね。若い人が必要ということで、それで戻るんであれば、また大学からぜひご協力したいと思つています。

淑徳大学でも地域共生センターというものをご構想して立ち上げるところで、地域の方と密着してスタッフをふやす予定でありますので。

時間も随分過ぎております。

また、ご意見いただけるのであればですね、今後事務局から意見要旨ですとか、メールとい

った形で、皆さん、本当はご提案が多いかもしれませんが、ご意見聴ける環境をつくることとなろうかと思えます。

3月の会議までに、私と事務局で協議して取りまとめたものを次回の分科会の見直し案で出したいと思っています。

中間見直しの考え方で特に今のお話を聴きますと資料3(1)のオのところですね、市民意識の変化というところが、もう少ししっかりと受けとめられるようなものにしたほうがいいのかというのが今の皆様のご意見からいただいた私の感想でございます。

こういう内容で事務局もそれでよろしいですか。

○事務局(和田課長) はい。

○山下会長 ありがとうございます。これで一旦事務局に進行をお返しして後半の方に進みたいのですが、皆さん何かございますか。

この会議で退出される方もいらっしゃるかもしれませんが、よろしゅうございますか。

○委員一同 特になし。

はいお戻しします。どうぞお願いします。

○事務局(佐藤主査) ありがとうございます。臨時委員の皆様におかれましては、この議題で終了となります。お疲れ様でした。

それでは、休憩を挟みまして、15時25分から後半の議題に入らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ここまで貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

それでは休憩に入らせていただきます。

(5) 議題2 千葉市再犯防止推進計画の最終案について

○事務局(井本主査) 大変お待たせいたしました。後半を始めさせていただきたいと思えます。

私は、これより司会を務めさせていただきます地域福祉課の井本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事の再開に当たり、改めて会議の成立についてご報告させていただきます。

千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、臨時委員を含まない、委員総数15名のうちの10名のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第の4 議題(2)に入らせていただきます。引き続き、山下会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山下会長 それではあと30分と少しになりますがご協力よろしく願いいたします。

次第4 議題(2)「千葉市再犯防止推進計画の最終案について」入らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(和田課長) はい。それでは、議題の(2) 千葉市再犯防止推進計画の最終案につきまして、ご説明いたします。

説明資料は、お手元の資料4と資料5を中心にご説明してまいります。

まず、資料4についてでございます。前回の地域福祉専門分科会の審議を経て、8月15日から9月15日の1か月間、本計画の原案についてパブリックコメント手続を実施しました。この資料は、市民から寄せられたご意見と、それに対する市の考え方を示したものとなります。

次に、資料5についてですが、こちらは計画の最終案でございます。パブリックコメント手続において市民の方からいただいたご意見等を踏まえ、修正したものでございます。意見を反映した箇所は、網掛けにしております。

まず、資料4をご覧ください。1枚目の資料は、実施結果についてまとめたものとなります。

募集結果については、7人の方から40件のご意見をいただきました。意見の内訳に記載の区分につきましては、「計画全般」や「その他」を除き、本計画に掲載されている章立てをもとに整理したものです。

次のページに移ります。こちらの表は、パブリックコメント手続において、市民の方から寄せられた意見の概要と意見に対する市の考え方を記載したものとなります。

表の構成ですが、左から、番号、意見の区分、本日お配りしております資料5の計画最終案の該当ページ、市民から寄せられたご意見の概要と、それに対する市の考え方、計画への反映状況について記載しております。計画に反映したご意見については、丸で示しております。

本日は、時間も限られていることから、原案を修正し、最終案へ反映を行ったご意見について、ご意見の概要と市の考え方、修正箇所をご説明いたします。なお、誤植などの軽微な修正箇所の説明は割愛させていただきます。

まず、資料4の表のナンバー3のご意見についてです。

本計画は、再犯防止の取組に関わりのある団体からご寄稿いただきましたコラムを掲載させていただいておりますが、各コラムを探しづらいので、コラムに参照ページをつけたうえで、まとめて掲載してほしいとのご意見です。ご意見を踏まえ、コラムの掲載箇所を探しやすくするため、計画の目次に各コラムの掲載ページを追加しました。

計画の反映状況につきましては、資料5をご覧ください。表紙をめくっていただき、市長あいさつ文の次のページから掲載しております目次をご覧ください。網掛けとなっている箇所が追加箇所でございます。

なお、計画の内容に合わせて関連があるコラムを掲載することとしておりますので、掲載位置に変更はございません。

次に、資料4に戻りまして、ナンバー4のご意見についてです。

本市という言葉は、千葉市に置き換えることが適切であるとのご意見です。私も千葉市役所の職員は、日常業務の中で千葉市のことを「本市」と言い表しているのですが、市民の方からは違和感があるというご意見だと受け止めました。ご意見を踏まえ、計画の中で使用していました「本市」という表現をすべて改め、千葉市であることを明確にするために、「千葉市」または「市」に修正いたしました。修正箇所については計画全体にわたっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、資料4の、ナンバー6のご意見についてです。

再犯防止の前に犯罪そのものをなくすという強い姿勢の記述をすべきとのご意見ですが、ご意見を参考に計画を修正しました。計画への反映状況につきましては、資料5の1ページをご覧ください。「1 計画策定の趣旨」(1)の上から4段落目、網掛け部分のとおり「福祉などの関係機関や様々な支援団体と連携しながら犯罪のない社会を目指すことはもとより、」という文章を追記しました。

次に、資料4に戻りまして、ナンバー7のご意見についてです。

再犯防止推進法の施行からすでに6年が経過していることから、千葉市の計画策定までに時間を要した理由を説明すべきとのご意見です。

再犯防止の取組は千葉市単独で成し得るものではなく、千葉県の動きと連動する必要があると考えており、県計画策定の前段階として県が実施した3年間のモデル事業の段階から千葉市も参画し、その動向や内容を踏まえつつ、本年1月の県計画の策定を受け、千葉市の計画策定に取り組んできたことを市の考え方に記載しております。

また、いただいたご意見を参考に、「千葉市の取組」を計画に追記しました。計画への反映状況につきましては、資料5の2ページをご覧ください。

こちらには国と千葉県の取組について記載しておりましたが、網掛け部分のとおり、新たに千葉市の取組について記載しました。記載内容は、法律施行前からの取組や本計画の策定までの状況について記載しております。

次に、資料4に戻りまして、ナンバー8のご意見についてです。

本計画を推進するための基本方針として4点記載しておりますが、これらの根拠となる法律は、再犯防止推進法第3条の基本理念だけではなく、第4条の国等の責務も記載すべきとのご意見でしたので、ご意見を参考に計画を修正しました。計画への反映状況につきましては、資料5の4ページをご覧ください。「5 基本方針」の2段落目、網掛け部分のとおり文言を追記しました。なお、枠内の(3)の方針が、法第4条第2項の条文を参考に記載しているものとなっております。

次に、資料4に戻りまして、ナンバー20のご意見についてです。

本計画第3章に記載の個別課題の解決に向けた取組のうち、ナンバー41と44については目標設定が低いのではないかとのご意見についてですが、こちらについては資料5の該当ページをご確認いただきながら市の考え方を説明いたします。資料5の44ページをご覧ください。ナンバー41の事業「市職員への再犯防止にかかる意識醸成」ですが、こちらの取組は市職員の意識の醸成が主な目的であるため、毎年研修等を実施するとともに、より多くの職員が受講できるような方法を検討することとしております。また、計画原案では、評価方法を研修の実施回数により評価する定量評価としておりましたが、研修の実施内容による評価とするため、定性評価に修正いたします。

次に、47ページをご覧ください。

ナンバー44の事業「関係機関・団体との連携」に対する目標設定についてですが、取組内容に記載するネットワーク会議の開催回数を増やすことよりも、継続して開催し意見交換を積み重ねることが重要であるとの考えにより、定量評価から定性評価に修正しました。なお、ネットワーク会議については、毎年1回、定期開催するとともに、それ以外に必要なに応じて会議を開催することを考えております。

続きまして、資料4に戻り、ナンバー22のご意見についてです。

(仮称)千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議について、千葉市が開催や交流の働きかけの主体となるべきとのご意見ですが、このネットワーク会議については、千葉市が主催し、運営して参ります。また、ご意見を踏まえ、イメージ図の修正を行いました。資料5の52ページをご覧ください。

ネットワーク会議のイメージ図でございますが、図の右上部分に記載する協議事項の修正と、図の下のほうに千葉市の枠がありますが、かっこ書きで事務局である地域福祉課を追記するとともに、庁内関係課の関わり方についても見直しを行い、修正しました。資料では字が小さく見づらいものとなってしまい申し訳ございません。矢印の左側は、「必要に応じて会議に参加」、「会議において伝えたい事項の伝達」、矢印の右側は、「会議への参加依頼」、「庁内関係課へ情報共有」と記載しております。資料6の26ページに、こちらの図と同じものが記載されておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。なお、計画書を印刷する際には、読み手が見やすいものとなるよう、製作者者に申し伝えます。

次に、資料4に戻りまして、ナンバー28のご意見についてです。

計画原案に記載した「住み慣れた地域で安心して」という文章に対するご意見となります。こちらのご意見についても、資料5の該当ページをご確認いただきながら市の考え方を説明いたします。資料5の52ページをご覧ください。「3 計画の評価」の2段落目について、犯罪をした人等が矯正施設等から出所した後や、起訴猶予が確定した後に地域の中で生活する際の重要な視点について記載しております。

計画原案では、資料4の意見の概要にありますように、犯罪をした人等が「地域社会の一員として孤立することなく住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるようにすること」と記載しておりましたが、このうち「住み慣れた地域で安心して」という文言が、住み慣れた地域に犯罪被害者が居住している場合、本計画を推進するための基本方針の4点目に掲げております「犯罪被害者等の存在を十分に認識して行う」ことに配慮していないのではない

かというご意見です。いただきましたご意見を踏まえ修正を行いました。計画への反映状況につきましては、「住み慣れた地域で安心して」の部分削除し、網掛けのとおり「犯罪をした人等が地域社会の一員として、孤立することのない地域社会づくりを目指していきます」といたしました。

次に、資料4に戻りまして、ナンバー31のご意見についてです。

資料編の用語集の「再犯者」の説明の中に、再犯者には道路交通法違反は除くと記載されていますが、道路交通法違反であっても再犯者とはならないのかというご意見です。ご意見を参考に用語集の修正を行いました。資料5の85ページをご覧ください。「道路交通法違反を除く」という文言を削除し、網掛けのとおりとしました。また、ご意見にありました、道路交通法の再犯率にかかるデータについては、千葉県警察に確認したのですが、道路交通法違反の再犯率に関するデータは持っていないとのことでした。

次に、資料4に戻りまして、ナンバー32のご意見についてです。

用語集に保護観察官を加えるべきのご意見ですが、ご意見を踏まえ、修正を行いました。資料5の86ページをご覧ください。用語集に保護観察官を追記しました。記載内容は網掛けのとおりとなります。

以上が、パブリックコメント手続において寄せられたご意見を踏まえ、修正した箇所となります。

なお、市民等からのご意見はありませんでしたが、事務局で原案から修正させていただいたところとして、資料5の53ページをご覧ください。

ご覧のとおり、資料編の目次を作成いたしました。

また、四角番号の1 相談窓口一覧の記載順を、本計画第3章の個別課題の解決に向けた取組の項目に合わせ、整理しました。

次に、資料6につきましては、本計画の概要をまとめたものとなります。こちらの説明は割愛させていただきます。

千葉市再犯防止推進計画の最終案に関する説明は以上となりますが、この最終案につきましては、本分科会の皆様をはじめ、千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会の委員の皆様のお力添えをいただき取りまとめたものでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

○山下会長 ありがとうございます。この最終案については事前に事務局から送付され、ご覧いただいております。

先ほど、事務局からも説明があったとおり、これまで2回にわたり審議してきた「千葉市再犯防止推進計画について」は、本日が最終回となります。

本日の最終案は、パブリックコメント手続前に委員の皆さんに事前に送付されました資料から、パブリックコメント手続の意見と、その後開催されました千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会の意見を踏まえたものとなっております。

この最終案については、本日委員の皆様にご承認いただければ、この形で正式に決定されます。このことを踏まえまして、計画最終案や事務局からの説明について、ご意見などがございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

松崎委員、どうぞ。

○松崎委員 連絡協議会の構成メンバーですね。これはどういう関係でしょうか。いろいろな諸団体ということなんでしょうけれども、何かこれは具体的には、国の中、モデル的なものとか何かあってこれこういうふうな形になったんでしょうか。この構成団体から会議に出てくるのはどういう方たちになるのでしょうか。

○山下会長 事務局お願いします。

○事務局(和田課長) 連絡協議会の構成メンバーにつきましては、資料5の78ページをご覧ください。こちらが、千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会規約の構成団体メ

ンバーを表したものとなっております。千葉県婦性会、千葉市保護司会連絡協議会から千葉県警察本部まで、15の団体から委員の方を選出していただいております。

それぞれの団体の中から特にこの再犯防止の推進に関わりの深い業務を行っている方ですか、あとは保護司会の連絡協議会という組織がありましてその会長さん等からご参画をいただいたところがございます。

○山下会長 千葉市再犯防止推進計画については、地域福祉専門分科会の委員の中から素案を作るというよりは、このような連絡協議会など関係団体が連絡調整をしながら、分科会で作成するという動きになっているそうです。市内と県内の関係機関の方々がここに関与することによって再犯防止推進計画を具体的に作っていく。その承認、実際の市長への諮問・答申はこちらの地域福祉専門分科会で行う。そういう整理かと思えます。

ただ、こちらの地域福祉専門分科会の委員の方の中にも保護司さんとか、こうした方々と関わり、実践がおありの方もいらっしゃいますので、こちら地域福祉専門分科会の意見も連絡協議会の方には事務局を通して伝わっていると認識しています。

ほかございますか。

○委員一同 ほかに意見なし。

○山下会長 私もこの策定などの打ち合わせをしてみました。何となく皆さんお感じになっているとおりに、内容については体裁も含めて、随分とその文書も満たされたように感じておりますし、思いのほかパブリックコメントが来ておりまして、そこをしっかりと、事務局の方でも反映されて、さらにこの連絡協議会のチェックも入ったというふうにお見受けしますので、私達も初めてつくる計画なわけですね。そこに注目しながら、千葉市の中で再犯をせざるをえない状況の方々の支援がどのように進んだかといったことも含めて、注目したいし、そうした方々を保護するというところでいろんな社会福祉施設等のことについても注目したいと思っております。よろしいですか。

○委員一同 ほかに意見なし。

○山下会長 はい、ありがとうございました。

では事務局からの提案のとおり、千葉市再犯防止推進計画の最終案について承認でよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○山下会長 はい、ありがとうございました。それでは市長より諮問を受けました千葉市再犯防止推進計画の策定については、計画最終案を承認し、その後に千葉市長に答申いたします。次第の4は以上となります。

事務局の方で何かありますか。

○事務局(和田課長) はい。皆様ご審議いただきありがとうございました。

事務局の方から、今後の流れについて、簡単にご説明させていただきます。

まず、計画を決定するまでの手続についてですが、本分科会でご審議いただき、計画の策定についてご承認いただいたという結果を市長に答申いただきまして、市として計画を正式に決定いたします。

その後、計画書を製本し、配布いたしますが、委員の皆様をはじめ、保護司の皆様、あんしんケアセンターや生活自立・仕事相談センター等の相談支援機関に配布する予定としております。

最後になりますが、本日は、再犯防止推進計画の策定に関して審議を行う最終の分科会となりますので、事務局を代表いたしまして、健康福祉部長富田より御礼を申し上げます。

○事務局(富田部長) それでは改めまして、御礼の言葉を申し上げさせていただきます。

本計画は、令和3年度から検討を開始いたしまして、約1年にわたりご審議いただくこととなりましたが、おかげさまをもちまして、千葉市再犯防止推進計画を、このような計画の形に決めることができました。

委員の皆様におかれましては、本日まで計画の策定にご尽力いただきまして、本当にありがとうございました。今後は計画の推進状況等についてご議論いただくこととなりますので、引き続き、専門的見地からのご意見、ご指導を賜りたいと存じます。

来年度から5年間、この千葉市再犯防止推進計画を推進していくに当たりまして、今年度の推進状況の報告を予定しておりますので、今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げます。

先ほど、地域福祉計画に関するご議論の中でも、やはり役所の対象者別に組み立てられてきた施策についていろいろご意見をちょうだいいたしました。

そして、私どもも、役所の縦割りというところの弊害を日頃から感じているところでございます。

この再犯防止推進計画ももちろんそうですけれども、地域福祉計画におきましても、やはり策定している意義と、その中に書き込まれている市の責務、それから地域の皆様方と手を携えて本市の安全安心な暮らしのために、みんなで手をつないで進めていくための計画であるという、絵にかいた餅ではないということをしっかりと示してしていきたいと考えておりますので、今後もご指導くださいますようよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。○山下会長 はい。富田部長の心強い言葉ありがとうございました。

(6) その他

○山下会長 続きまして次第の5「その他」に移ります。事務局から何かございますか。

○事務局(和田課長) ございません。

○山下会長 わかりました。ではここで事務局に進行をお返しします。ありがとうございました。

(7) 閉会

○事務局(井本主査) ありがとうございました。最後に事務局から4点ほど連絡事項がございます。

まず1点目、本日の委員報酬についてです。1月下旬頃に、ご指定の口座にお振り込みさせていただきますと予定です。千葉市への登録口座を変更される場合がございますので、事務局までご連絡ください。

2点目、会議録の取扱いについてです。本日の議事録は、事務局が作成し、一旦委員の皆様へ確認のため送付させていただきます。その後、会長に議事録署名いただき、正式な議事録として確定し、ホームページ等で公開いたします。

3点目、分科会資料等の電子メール送付切り換えの可否についてです。会議資料とは別の「事務連絡」という鑑文と、「地域福祉専門分科会等の電子メール送付切り換えについて」という紙をご覧ください。本専門分科会の事務連絡等につきまして、紙資源の削減及び資料送付の迅速化のために郵送から電子メールでの送付への切り換えを検討しております。次回会議以降、連絡事項について、郵送ではなく、電子メール送付で差し支えない場合、別紙に必要事項をご記入の上、事務局にご提出をお願いいたします。後日のご提出でも差し支えありません。引き続き郵送を希望される場合は、ご提出いただく必要はございませんので、そのままにいただければと思います。

最後になりますが、配布資料の取扱いでございます。地域福祉計画の冊子につきましては、机の上に置いたままでお帰りいただきますようお願いいたします。事務局からの連絡は以上となります。

次回の分科会につきましては、決まり次第、通知を郵送させていただきますと予定ですので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして閉会とさせていただきます。ご審議どうもありがとうございました。